

第6期西東京市青少年問題協議会
報告書

平成25年9月

目次

	頁
1 はじめに	2
2 今期協議会の活動目的と調査手法	
(1) これまでの活動内容	3
(2) 今期協議会の活動目的	4
(3) 調査手法	4
3 報告内容	
(1) 青少年ヒアリング	5
(2) 教員ヒアリング	8
(3) 保護者ヒアリング	11
(4) 総括	14
4 おわりに	18
5 報告書策定までの経過	19
6 第6期西東京市青少年問題協議会委員名簿	21

1 はじめに

平成の大合併で西東京市が誕生して12年目を迎えました。西東京市青少年問題協議会も発足して6期目を終わろうとしています。その間、青少年問題と向き合い、15名の委員が前向きに、真摯に協議を重ねて参りました。

今期は、西東京市の青少年問題がどこにあるのかを見つめ直す期として、青少年・保護者・教師へのヒアリング調査を実施いたしました。青少年ヒアリングは夜間開館の児童館2館で実施しました。保護者ヒアリングはPTA代表、学童クラブの保護者代表、おやじの会代表の方々の参加、また、教員へのヒアリングは中学校の生活指導主任、養護教諭の各代表者が参加され、生の声を聞くことができました。

平成22年度に定めた西東京市青少年を支える4つの柱～あたたかい家庭・顔の見える地域・楽しい学校・支えてくれる行政～を大きな目標として、今期の会議の中で協議したことがらを、ここに報告書としてまとめました。問題は各分野に広く、深く、深くあることに驚きを禁じ得ませんが、これが現実と受け止め、その上でどうしたら解決に導くことができるのかを大人の私たちが真剣に考え、行動する時だと思えます。

2 今期協議会の活動目的と調査手法

(1) これまでの活動内容

西東京市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）では、合併以来、数多く重ねた協議結果を意見等として取りまとめ、市をはじめ関係団体の施策の拡充・見直しに寄与してまいりました。

中でも平成19年度に定めた「西東京市の青少年像」と、その実現に向けて平成22年度に定めた「青少年を支える4つの柱」は、青少年のあるべき姿をしっかりと捉え、行政と市民が一体となり、青少年が将来に希望を持ち健やかに育つ環境を築いていくための理念として当協議会が最も大切にしているものです。

今後もこの理念を常に念頭に置きながら、西東京市の青少年問題について考えてまいります。

西東京市の青少年像

- ◆自己の可能性を信じ、自己決定に責任をもつ青少年
- ◆人権を尊重し、人とのかかわりを大切にする青少年
- ◆自己の目標をもち、その達成に向けて努力する青少年
- ◆自然に目を向けて郷土を慈しむ青少年

青少年を支える4つの柱

■あたたかい家庭

もともと身近で、大切な家族の絆を深めましょう。
家族みんなで食卓を囲み、温かいごはんを食べましょう。

■楽しい学校

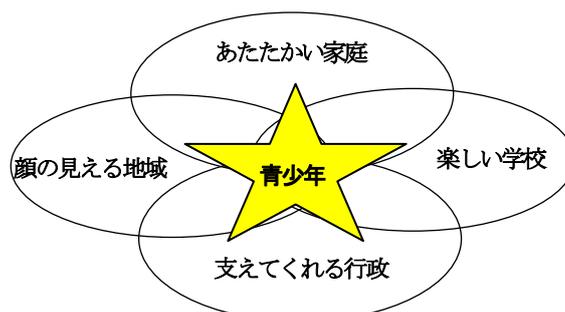
明るく開かれた学校で学びながら、多くの友人を作り、心と身体を健やかに育みましょ

■顔の見える地域

誰もが「一人ぼっち」ではありません。まずは「おはよう」「こんにちは」と挨拶を交わすことから、地域とのつながりを持ちましょ

■支えてくれる行政

青少年を見守り、支援する環境整備に取り組んでいきます。



(2) 今期協議会の活動目的

今期協議会では、青少年と青少年を取り巻く環境の現状を、「西東京市の青少年像」「青少年を支える4つの柱」に照らし合わせ、課題や問題点を洗い出し、協議会での意見を報告書にまとめることとしました。

(3) 調査手法

協議会では専門部会を設置し、青少年と青少年を取り巻く環境の現状把握を行うために、次の3つのヒアリング調査を実施しました。

1 青少年ヒアリング

「青少年」の現状を把握するために、児童館(青少年を支える4つの柱【支えてくれる行政】)を利用する子どもに対する調査を実施しました。

2 教員ヒアリング

子どもが多く時間を過ごす学校(青少年を支える4つの柱【楽しい学校】)の現状を把握するために、教員に対する調査を実施しました。

3 保護者ヒアリング

子育て当事者である保護者(青少年を支える4つの柱【あたたかい家庭】)や、青少年を取り巻く地域の活動(青少年を支える4つの柱【顔の見える地域】)の現状を把握するために、保護者に対する調査を実施しました。

ヒアリング対象は、限られた人たちであるため、青少年問題全体の調査とは必ずしも言えませんが、ヒアリング結果から、青少年とそれを取り巻く環境にある共通する課題、問題点が浮かび上がるとともに、現在の青少年問題について、多角的に検討することができました。

3 報告内容

(1) 青少年ヒアリング

対 象 児童館を利用する子ども（小学生～高校生）

実施場所 児童館 2か所

ヒアリングのポイント

居場所・友達関係・携帯電話の利用状況等について、青少年の生の声を聞きました。

① ヒアリング内容(要点)

○児童センターは子ども達の居場所になっている。

- ・気に入っている。
- ・学校に行けなくても、児童館には来ている。
- ・居心地が良い。
- ・話を聞いてくれる。
- ・スタッフが良い。一緒に遊んでくれる。
- ・部活のない月曜日、水曜日、雨の日はだいたい来ている。
- ・学校は勉強があつて楽しくないが、ここは楽しい。

○将来は、特に考えていない。勉強は好きじゃない。高校のことも良くわからないし、考えていない。

○児童センターで行われるクッキング教室はとても評判が良い。

○夜間開館が週1回は少ない。せめて週2回にしてほしい。

※夜間(午後6時～午後9時)開館実施状況 …… 毎日開館2館・週1回開館3館

○ある児童館では、携帯電話は6人中5人が所持。不所持の子は高校生になったら持つ予定とのこと。

○友達は大切だが、家族は別なもので比べる対象でない。

○母親とは話をするが、父親とはほとんど会話をしない。ただし、高3の子は、進路、大きな出費があるときは、父親に相談している。

② 協議会の意見

児童館に来ていた子ども達は、体育館でバスケットボール、図書館での読書、ロビーでの宿題など思い思いに利用するとともに、定期的にご利用している子どもや不登校、非行傾向にある子どもなど小学生から高校生まで幅広くいました。また、地域によって児童館を利用する子ども達の様子にも違いがみられました。

児童館の職員は、適切に対応、声掛けをしており、不登校や非行傾向のある子どもに対しても、学校と定期的な情報交換を行いながら子ども達の見守りを行い、子ども達にとって大切な居場所となっていました。

夜間開館も行われていますが、開館の日数にはばらつきがあり、通い慣れた児童館の夜間開館の現状が必ずしも満足のいくものとなっていません。子ども達の中には通い慣れた児童館が一番落ち着く場となっている現状があり、児童館は単に場所というだけの役割ではなく、人とのつながり、関係性が大きいものと考えられます。

日常生活の中で友達付き合いや家族の問題などで悩みを抱えている子どもは自分の中の色々な思いを人に聴いてもらいたいと思っています。しかし、言葉数も少なく、思っていることや感じていること、考えていることを大人が理解できるように自分を語ることは苦手です。そんな気持ちを職員が受け止め、笑顔とちょっとした優しいことばを掛けることで、落ち込んで自信を無くしている子どもはどんなに救われることでしょうか。職員との他愛のない話をする過程で、抱えている問題を自己消化できる子どももいます。子どもは認められ、褒められ、うれしいと感じる体験を繰り返すことで自分を好きになり、心が育っていくのです。子どもの周りにこうした会話をかわせるような経験豊かな大人がいてほしいと願います。

お祭りやクッキング等の行事は体験を通して協力し合い交流することで、人と関わる力が弱っている子どもをサポートすることができます。クッキングは貴重な食育の場にもなっています。育つ力を発揮できる機会や場面を増やすこ

とも必要です。

子ども達は、学習のつまずき、将来への不安、いったい自分にはどんな適性があるのか、潜在能力があるのかなど、態度や言葉に出さなくても苦しんでいます。職場体験や専門家の講座など、数多く企画し、子ども達が何かひとつでも夢中になれるものや一生懸命取り組めるものに出会ってほしいものです。

子ども達は最終的には地域の中やあるいは、社会の中に自らの居場所を見つけていかなければなりません。成長した子ども達がいずれは、地域資源として児童館を支える一員となることを願っています。

(2) 教員ヒアリング

対 象 中学校の生活指導主任 2 名・養護教諭 3 名

ヒアリングのポイント

不登校生徒への対応、子どもの現状、生徒や保護者への関わり方、実務指導における課題等、生活指導主任・養護教諭からみた現状や問題点について意見を聴きました。

① ヒアリング内容(要点)

- 不登校児に対し、
 - ・養護教諭は、保健室登校による対応や、健康観察等の保健指導を行う。
 - ・担任以外にも学年主任や養護教諭が対応する等、関わりを持っているが、気になる生徒や問題を抱えている生徒とのコミュニケーションが十分にできないという悩みがある。
- 不登校児童・生徒の中には、保護者、本人とも必ずしも強く学校復帰を望んでいない場合がある。
- 子どもが問題を起こし、保護者に連絡をした場合、子どもに明らかに問題があった場合でも、先生の指導が間違えていたのではないかとと言われることがある。
- 近年、保護者の考え方や家庭の教育力について課題を感じることもある。
- 複雑な事情をかかえる家庭が増えている。
- 個別な配慮が必要と思われる子どもが、中学校入学前の面接やヒアリングを通して通常の学級に入学したが、学校生活にうまく適応できずに、不登校になることがある。
- 発達障害や知的障害があり、就学相談^{*1}で固定制の特別支援学級（固定学級）^{*2}が適切と判断された生徒が、親や本人が判定を受け入れられず、通常の学級に入り、学習についていけなかったり、人間関係につまずくことがある。

- 就学相談において、通級^{※3}の指導を受けながら通常の学級に在籍することを希望しても、通級利用よりも固定学級での対応の方が適切と判断された児童・生徒は、通級を利用できない。この場合で、固定学級の選択を受け入れられないときは、通常の学級での対応となる。
- コミュニケーションをとることが苦手な子が多い。集団が苦手なじめない子どもが増えた。自分に自信が持てず、自分を悪く言われている気がするという子どもがいる。
- 小学校では担任の先生が多くの教科を担当し、きめ細かいフォローを行うことができるが、中学校では教科ごとに先生が変わり、担任も多くの生徒をみるようになるため、小学校の様なフォローが難しい。
- 個別な配慮が必要な子どもに対して、個別に対応していくことは大切だが、その対応は難しい。
- スクールカウンセラーなど専門的な知識を持つ方の支援がもっと必要である。

② 協議会の意見

ヒアリングを行った学校では、不登校生徒やその保護者の対応について、週1回生活指導部会や職員会議で、個別の状況に応じた話し合いを行い学校として取り組むとともに、必要に応じて、スクールカウンセラーと連携を取り、専門的なアドバイスに基づいた対応を行っています。また、不登校生徒と学校との関係が途切れないように、電話連絡や家庭訪問等で定期的に連絡を取りながら、保護者に対しても、気持ちに寄り添い精神的な支えとなるような気持ちをもって対応していることが解りました。

核家族化の進展などにより、家庭はその在り方が複雑・多様化し、それに伴い子ども達の抱える問題も多岐にわたっています。一方で、学校の先生方は忙しく、個に応じた対応が思うように出来ないと感じています。また、保護者の

考えも様々であり、「親の教育力」について課題も感じられ、保護者との関係を築く事が難しくなっています。子ども達も少子化の影響もあり、コミュニケーション力が低下し、人間関係を上手く築けない事も多くなっています。

知的障害や発達障害があり、固定学級が適切と判断された生徒にとっては、その障害特性のために、通常の学級での適応は困難が予想されます。

こういった問題から不登校になる生徒も増えていますが、このようにその理由も様々である為、なかなか解決にいたっていません。これらの問題を解決する為には、教員の数を増やし、スクールカウンセラーの常駐時間を増やすなどして、生徒や保護者とコミュニケーションを取る時間を増やし、また専門性を持った対応をしていく事が望まれます。また、保護者対応の研修を行うなどして、教員のスキルアップを図って行く事も大切です。

また、固定学級や通級について保護者の理解を深める取り組みも必要となります。保護者の希望に応じていくためには、障害に応じた通級学級の見直し、通常学級への人的支援などの対応を考えていく事も必要になります。

- ※1 **就学相談** … 学校生活や進路についての相談・通常学級、特別支援学級(知的・情緒)、特別支援学校(盲・ろう・肢・知・病)への就学や転学などの相談・通常の学級に在籍している子どもの通級(情緒障害等)やことばの教室への入級相談を行っています。
- ※2 **固定学級** … 特別支援学級(固定制) = 将来の社会参加を目指し、主体的に生きる力を身につける指導を行っています。教科の学習では、基礎学力を養うために個に応じた指導を行っています。また、体験学習などを通して生活に必要な知識・技能・態度や基本的な生活習慣を身につける指導を行っています。指導の効果を高めるために、集団や小集団、個別指導など様々な形態を工夫して授業を行っています。(知的障害、自閉症・情緒障害学級)
- ※3 **通級** … 通常の学級に在籍しながら、週1回程度通い、指導を受けるものです。個別指導や小集団指導を通して、コミュニケーションや対人関係などの社会性を高めたり、本人の特徴にあった学習の仕方を身につけたり、運動や手先の技能を高めたりすることなどに取り組みます。また、自己理解や進路選択など自分のことについて考える力をつけていくことも指導します。(情緒障害等)

(3) 保護者ヒアリング

対 象 中学生の保護者 6名

ヒアリングのポイント

子育ての悩みや子どもとのコミュニケーション、親の現状、周囲の気になる家庭状況等について、意見を伺いました。

① ヒアリング内容(要点)

- 子育てで困った時に助けを求めるところは、行政や学校ではなく、現実的にはインターネットやSNSである。困ったときに、行政や学校に相談することは思い浮かばない。
- 学校の先生は忙しいため、相談を遠慮してしまう保護者もいる。
- 知り合いで学校に行っていない子どもがいる。その家庭は、学校には期待していない。学校や担任に問題があるとかではなく、スキップ教室やニコモの先生に信頼をおいている。
- 子どもが中学校に入るまでは、子育てに興味はなかった。(父親談)
- 親が学校と関わるようになり、子どもとの会話が増えた。
- 人のせいにする子どもが増えている。そういった子の親は同じ事をしている。
- 親は家庭で子どもを叱れない。
- 親が子どものしつけができないため、先生方も困っている。
- 携帯電話を持たせた時に「携帯電話は、危険な時に親と連絡を取る手段だ」と言い聞かせ、取り決めをした。
- 興味を持ってから、携帯電話を持つと間違った使い方をしてしまう事がある。持たせる時の親の与え方が大切である。
- インターネットの利用履歴を見ると、問題のあるサイトを閲覧していたので、パスワードをかけたかしている。

○おやじの会は、地域とも連携をしている。商店街のお祭りなど警備を行ったりする。そういう活動で学校と家庭と地域が連携していくことを、肌で子ども達は感じる。同時に一緒にいる親も何かを感じてほしい。

○学校行事で自分の子ども以外の発表の時に、お喋りをしたり飲食等をする親がいる。

○小学校の時、ネグレクトが疑われる家庭があり、手助けがしたく、学校に問い合わせたが、個人情報の保護のため、学校からは話ができないと言われた。

○ひとり親家庭や貧困家庭を近隣住民の立場として、どう支えていったら良いかわからない。

② 協議会の意見

ヒアリングに参加された保護者は、保護者同士の繋がりが子育てにとっても重要だという認識から、学校行事への参加や、地域のお祭りなどの警備や夜回りを行い、仕事等で忙しい中でも子ども達の触れ合いを大切にしている姿を知ることができました。また、中学生になると親とのコミュニケーションが難しくなりますが、学校や地域の身近な行事に参加することにより、共通の話題が生まれ子どもとの距離が縮まるといった話もあり、ちょっとした努力が子どもとのコミュニケーションに繋がると感じました。

学校の中に、親や子ども達の悩み事をどこにしているのか解らず、地域住民が気になる家庭があってもどこに報告、相談しているのか解らない現状があります。また、躰などについて親は学校に期待し、学校は親に期待するといった認識のずれがあります。

家庭では、問題を抱え込まずに、行政や学校に相談して、地域全体で子育てをすることが必要です。そのためには、幼少期から外に出て地域と顔見知りになることや、おやじの会やPTA活動を積極的にアピールし、親自ら行動し地

域とも連携して、仕事等で忙しい保護者が親同士サポートし合う事が重要です。
また、行政、学校や地域に「相談」の受け皿があることをもっと広報すること
や、保護者間の情報交換や先輩保護者との繋がりが重要です。

携帯電話やインターネットの利用については、必要に応じて、携帯電話等
を持たせる場合は、親子で取り決め等を話し合うことが大切です。

(4) 総括

西東京市の青少年が、毎日を心豊かに充実して過ごすことができ、青少年を支え育てていく周りの環境を整えていくためにも、青少年問題協議会では、今回3回のヒアリングを実施しました。青少年・保護者・教員の声を直接聞くことにより、現状を知り、その問題点を探り、より良い養育環境を整えるために何が求められるか、協議を重ねました。

平成21年度提言では西東京市がすでに「青少年を育てるまち」から「青少年の育つまち」に移行進展しているとの見解が示されており、これらを継承して、私たちは現状を視察し現場の声を聞き、報告をまとめます。

〈現状〉

西東京市の多くの青少年は、学校教育での学びや家庭地域の人間関係のなかで、自らの将来の展望を抱き、その目標に向かって毎日の生活を充実して送ることができています。

しかし、その中にもさまざまな要因から、自らの目標を持つことができず、学校や家庭を心地よい居場所とすることができず、結果的に自己肯定感の持てない青少年が増加していることも事実です。この境界は、実は危ういもので、学校、家庭環境の変化で容易に変わりうるものです。

学校でのちょっとした人間関係のこじれ、家庭内での不適切な養育、経済的困難などの要因が、不登校、いじめという問題の引き金になることもあります。

だからこそ青少年への人権尊重の教育は十分に行われるべきであり、青少年をサポートする周辺環境は細心の注意をもって整備充実されることが必要です。

また、近年の情報機器の著しい発展は、青少年を取り巻く環境を大きく変え、学校の「セーフティ教室」でもとりあげるように、その「利」と「害」を、時間をかけて学ぶ必要があります。特にスマートフォンの普及で他者や情報とのつながりが無限に拡大し、便利になる一方で容易に危険にさらされるという現実を、

大人は認識する必要があります。

〈生き生きと毎日を過ごすために〉

朝目覚めて今日一日の自分を思いはかるとき、家庭における「衣・食・住」は最低限保障されていることが前提になります。幼児期はもちろん、青少年期にあっても、こころ安らぐ家庭というものは、必須条件となります。家庭は青少年に十分な睡眠と配慮された食事を提供する必要があります。「早寝早起き、朝ごはん」は、青少年の一日の活力として欠かせないものであることは、昔と変わらず変わりません。かつて当然であった「早寝早起き、朝ごはん」は、ライフスタイルの多様化している現在では、努力目標として、わざわざ掲げる必要のあるスローガンになっています。

さらに、家庭にいるよりも多くの時間を過ごす学校という場においても、友人たちと切磋琢磨する場であるとともに個々の人格が尊重され、居場所の保障される場でなければなりません。青少年それぞれの育ちに応じた教育環境が整えられる必要があります。

この2つの場において、多くの青少年は大多数の時間を費やすので、家庭、学校での青少年への対応がまずは重要な鍵となります。

さらに、そこだけではサポートできない部分を、児童館、課外施設（塾やスポーツクラブ等）や地域社会が果たすこととなります。

〈家庭・親へのサポートの必要性〉

子どもが育っていく段階で親はさまざまな育児体験、育児シーンを重ね、喜怒哀楽を繰り返し、家族として成長していきます。家族として問題解決していく中で親子で人間的に成長していくことが、育児の最大の魅力といえます。

しかし、家庭内だけで問題解決ができないものもあります。発達障害・ひきこもり・非行等いろいろな問題に直面した時に、問題を家庭内に閉じ込めず、ある

いは放棄したりせず、解決に向けてまずは相談できる環境を整備することが必要です。

相談場所の資源確保やカウンセリング体制を充実させ、これらの社会資源のあることを周知させて、問題を家庭内に閉じ込めないことが求められています。学校や地域住民も問題解決に向けて、社会資源の内容を学び、相談場所の紹介、側面サポートができることが望まれます。

〈学校生活を支えるために〉

学校生活を充実して楽しく過ごすためには、青少年一人一人が、自分の目標を持ち、個々が他から尊重され、自らも強い自己肯定感を持つことが肝要です。

そのために、学校現場は児童青少年の個性にあった教育が受けられる環境を整えておくことが必要です。個性の尊重とともに、通級学級、固定学級の教育内容の更なる充実が求められます。

児童青少年の精神面でのサポートを充実させるためにも、教員の増員やスクールカウンセラーの常駐時間の増加が望まれます。また、家庭問題が学校生活に影響を及ぼす現状をふまえて、家庭の問題により専門的な立場で対応できるスクールソーシャルワーカーの市民への周知や活用の工夫が求められます。

また、近年では、価値観その他の考えから、青少年を自宅で学習させる事例も頻発しており、子どもに学校教育を受けさせるということが親の義務であることを再確認していく必要があります。

学務学籍を管理する部署は、親の意思で子どもを学校へ行かせないことが教育に関するネグレクトにつながることを視野に入れた、学校教育への参加の働きかけ、親との折衝もきめ細かく行う必要があります。

〈行政・地域の役割〉

現在西東京市にある青少年に関わる支援資源をさらに充実させることが、望ま

れます。

特に夜間開館の児童館の数を増やすこと、子ども家庭支援センターと学校、教育委員会との連携強化、関係職員のスキルアップなど、問題解決を学校任せにしない対応が望まれます。特に養育困難家庭、養育放棄（ネグレクト）は年々増加しており、学校だけの対応では限界があり、児童家庭分野、医療保健分野、生活福祉分野などからの多面的支援が必要です。

西東京市の青少年が、自分の未来像を描き、それを自己実現させるためにも、地域社会は彼らを見守り、コミュニケーションの充実をはかり、一人の社会人として自立できるよう、多くの体験が積める様々な機会を用意する必要があります。地域社会はいろいろな人材を掘り起こして青少年のサポートをしていく役割を担っています。

〈豊かな地域社会の形成と青少年の育成〉

学校に市民が入っていくことによって、多くの市民が学校と関わり、学校は市民からさまざまな支援が受けられます。また地域社会も学校を核として、地域コミュニティを確保していくことができ、今後の高齢化社会や災害対応に繋がっていきます。何より、子どもを中核とした顔の見える関係が生まれ、閉鎖された中でおきる「いじめ」や「体罰」への防止にもなります。

市での新たな子育て支援計画、地域コミュニティの策定にあたっては、青少年の視点を踏まえた検討を望みます。

4 おわりに

いつの時代でも、それが成熟した社会であっても、いろいろな問題が生じてきます。現代社会においては、行き過ぎた個人主義と無責任な風潮、価値観の多様化、更には経済的要素まで含めた変化のスピードへの対応は、なかなか至難なものがあります。しかし、子どもを育てる愛情、教育については、常に普遍性が求められています。

青少年問題協議会では、現状の把握という観点から、子どもの居場所・大人の立ち位置・教師の仕事や対応などについて意見を集約し、討論・報告を重ねながらヒアリングを行い、貴重な様々な意見・新しい発見等がありました。

一部ではありますが現状を認識していただき、ご理解ご活用願えれば、大きな意味があると考えます。

5 報告書策定までの経過

回数	開催年月日	内容
平成23年度 第3回 定例会	平成23年11月7日(月)	1 副会長の選任 2 今期の会議運営について 3 専門部会の設置について
第1回 専門部会	平成23年12月8日(木)	1 子どもヒアリングの実施について
第4回 定例会	平成24年1月23日(月)	1 子どもヒアリングの実施について 2 その他
第2回 専門部会	平成24年1月23日(月)	子どもヒアリングの実施
第3回 専門部会	平成24年2月27日(月)	子どもヒアリングの実施
平成24年度 第1回 定例会	平成24年4月23日(月)	1 青少年ヒアリングについて 2 その他
第1回 専門部会	平成24年7月5日(木)	1 青少年ヒアリングについて 2 その他
第2回 定例会	平成24年7月19日(木)	1 青少年ヒアリングについて 2 その他
第2回 専門部会	平成24年8月28日(火)	教員ヒアリングの実施
第3回 定例会	平成24年10月19日(金)	1 教員ヒアリングについて 2 保護者ヒアリングについて 3 その他
第3回 専門部会	平成24年11月13日(火)	1 保護者ヒアリングについて 2 その他

第4回 専門部会	平成24年12月10日(月)	保護者ヒアリングの実施
第4回 定例会	平成25年2月4日(月)	1 保護者ヒアリングの結果について 2 報告書のとりまとめについて 3 その他
第5回 専門部会	平成25年2月21日(木)	青少年、教員、保護者ヒアリングの 評価・取りまとめについて
平成25年度 第1回 専門部会	平成25年4月11日(木)	青少年、教員、保護者ヒアリングの 評価・取りまとめについて
第1回 定例会	平成25年4月23日(火)	1 青少年問題協議会報告書の作成につ いて 2 その他
第2回 専門部会	平成25年5月15日(水)	1 報告書の作成について 2 その他
第3回 専門部会	平成25年6月11日(火)	1 報告書の作成について 2 その他
第4回 専門部会	平成25年7月9日(火)	1 報告書の作成について 2 その他
第5回 専門部会	平成25年8月9日(金)	1 報告書の作成について 2 その他
第2回 定例会	平成25年8月26日(月)	1 青少年問題協議会報告書の作成につ いて 2 その他

6 第6期西東京市青少年問題協議会委員名簿

任期 平成23年11月1日～平成25年10月31日

氏 名	選 出 区 分
すみだ よしこ ※住田 佳子 (副会長・座長)	学識経験者
きんばら ひでお ※金原 英雄 (専門部会長)	西東京市防犯協会代表
あ べ ともり 阿部 知紀	警視庁田無警察署生活安全課長 (平成25年4月23日～)
いしだ しこう 石田 しこう	市議会議員 (平成25年4月23日～)
いしだ ひろこ 石田 ひろこ	市議会議員 (平成23年4月26日～平成25年2月28日)
いちかわ じろう 市川 治郎	東京都立田無高等学校長 (平成24年4月23日～)
えのもと よしき 榎本 善紀	東京都立田無高等学校長 (平成23年4月26日～平成24年3月31日)
おだ しげと 織田 茂人	警視庁田無警察署生活安全課長 (平成23年4月26日～平成25年2月25日)
かさい しげる 河西 滋	東京家庭裁判所立川支部 家庭裁判所調査官
かつみ としや 勝見 俊也	西東京市立中学校長代表
こみね たつまる ※小峰 立丸	保護司
さかい ごういちろう 酒井 豪一郎	市議会議員 (平成25年4月23日～)
たけなか ゆきよ 竹中 雪与	東京都小平児童相談所長 (平成22年7月28日～平成25年3月31日)
にしはら みどり ※西原 みどり	西東京市主任児童委員
のうだ さおり 納田 さおり	市議会議員 (平成23年4月26日～平成25年2月28日)

<small>ふじさわ</small> ※藤澤 <small>みどり</small> <small>こ</small> 子	西東京市立小学校・中学校PTA 及び教師と保護者の会代表 (平成24年4月23日～)
<small>ほそだ</small> ※細田 <small>しげこ</small> 茂子	人権擁護委員 (平成23年4月26日～平成25年1月25日)
<small>まつむら</small> ※松村 <small>かよこ</small> 夏代子	西東京市立小学校・中学校PTA 及び教師と保護者の会代表 (平成23年4月26日～平成24年3月31日)
<small>まなべ</small> ※真鍋 <small>いすず</small> 五十鈴	青少年育成会代表
<small>もりもと</small> ※森本 <small>ひろこ</small> 寛子	教育委員
<small>やつ</small> 谷津 <small>ようこ</small> 洋子	東京都小平児童相談所長 (平成25年4月23日～)
<small>やまざき</small> ※山崎 <small>せつこ</small> 節子	人権擁護員 (平成25年4月23日～)

敬称略 座長・専門部会長以下アイウエオ順 (※は専門部会委員)